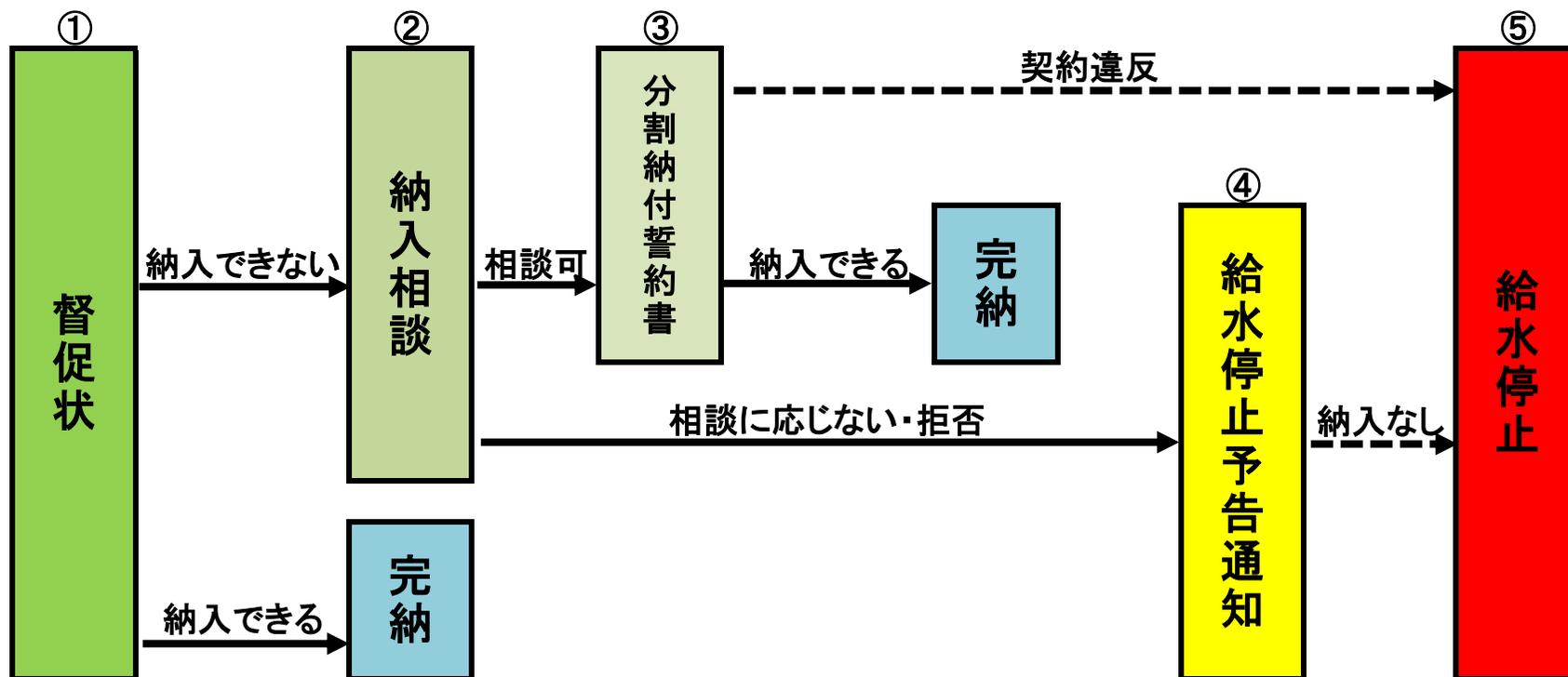


設楽町簡易水道事業の給水停止に関する規定(対応フロー図)



- ① 水道使用者が指定された納入期限までに、水道料金を納入しない場合には、督促状を送付いたします。
- ② 上記督促状をお届けしても、指定する納入期限内に料金の納入がなかった場合、または3か月分以上の未納水道料金等がある方には、納入相談を(通知)実施いたします。
- ③ 未納による滞納金額を、経済的事情その他理由で、納入期限までに全部納入することが困難な場合は、納入義務者から町長へ「分割納付誓約書」を提出することができ、承認されれば分割支払いが可能となります。(※督促された滞納料金は、一括納入が原則です。)
- ④ ②の納入相談に応じない(拒否)方には、給水停止予告通知を送付いたします。
- ⑤ ③の分割納付誓約書に基づき分割支払している途中で、指定する納入期限内に支払いがなかった場合(契約違反)には、給水停止を執行いたします。
- ④の給水停止予告通知書に指定した納入期限内に支払いがなかった場合には、予告の日時に給水停止を執行いたします。(※納入期限内に支払いが確認されれば、給水停止は行いません。)

簡易水道事業には、皆様からいただく水道料金等で運営しております。本来、水道を使用するお客さまにご負担いただくべき経費について、未納の方があると、きちんとお支払いいただいた方の水道料金等だけでまかなうことになり、不公平が生じてしまいます。この規定は、水道料金等の未納・滞納を解消するとともに、お客さまの公平なご負担により、簡易水道事業経営の健全化を図ることを目的としており、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、設楽町役場生活課(Tel0536-62-0522)までお問い合わせください。